

関川村結婚新生活支援事業補助金

住宅の購入費やリフォーム、家賃、引越し費用の一部を補助します
婚姻日の夫婦の年齢が29歳以下は最大60万円
39歳以下は最大30万円



受付期間 令和8年3月31日まで

対象者 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯

補助要件 次の1～6全てを満たす夫婦

1. 夫婦とも村内に住所があり、補助の対象の住宅に同居している。
2. 補助金を受け取った日から、夫婦が3年以上村内に定住する意思がある。
3. 令和6年分（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の夫婦の合計所得が500万円未満である。
4. 婚姻日に、夫婦とも年齢が39歳以下である。
5. 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない。
6. 夫婦のどちらも村税の滞納がない。また、村外から転入している場合は、転入前の市区町村税も滞納がない。

補助対象経費 結婚に伴い支払った以下の費用

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 住宅の購入費用 | 住宅の購入費・工事請負費 |
| 2. 住宅のリフォーム費用 | 住宅のリフォーム費 |
| 3. 住宅の賃借費用 | 敷金・礼金・共益費・仲介手数料・家賃 |
| 4. 引越し費用 | |



必要書類

※1 コピーではなく窓口で交付されたもの
※2 市区町村が発行する前年分のもの

全員が提出	1. 「補助金交付申請書（様式第1号）」 2. 婚姻届受理証明書又は夫婦の戸籍謄本の写し※1 3. 夫婦の住民票の写し※1 4. 夫婦の所得証明書※2 5. 夫婦の市区町村税の納税証明書※2 6. 「誓約書（様式第3号）」
該当者のみ	・ 貸与型奨学金の返済額を確認できる書類（奨学金を返済している場合）
住宅を購入した場合	・ 住宅の売買契約書または請負契約書及び領収書の写し
住宅をリフォームした場合	・ 住宅のリフォーム請負契約書及び領収書の写し
住宅を賃貸した場合	1. 住宅の賃貸借契約書の写し 2. 家賃や初期費用の支払いがわかる領収書の写し 3. 「住宅手当支給証明書（様式第2号）」
引越しをした場合	・ 引越し費用の領収書の写し

詳細は、関川村ホームページをご確認いただくか担当へお問い合わせください

【問い合わせ先】 関川村役場 住民税務課 住民環境班 TEL 0254-64-1471